

作成担当所属名	総務部契約課調査係
作成時期	令和 7 (2025) 年度
保存期間	1 0 年
保存期間満了時期	令和 1 7 (2035) 年度末

国 関 整 契 第 600 号
国 関 整 技 管 第 119 号
国 関 整 計 第 104 号
令和 7 年 12 月 10 日

各部長・統括防災官及び
各事務（管理）所長・センター長 様

総 務 部 長
企 画 部 長
営 繕 部 長

建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の
変更の取扱いについて（試行）

標記について、令和 7 年12月 3 日付け国官技第309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号により大臣官房技術調査課長、官庁営繕部整備課長、公共事業調査室長、港湾局総務課長、技術企画課長、航空局予算・管財室長、航空ネットワーク部空港技術課長及び交通管制部交通管制企画課長から別紙のとおり通知がありましたので、通知します。

国官技第309号
国官総第182号
国営整第141号
国港総第501号
国港技第78号
国空予管第991号
国空空技第379号
国空交企第267号
令和7年12月3日

大臣官房官庁営繕部	各課長
各地方整備局	総務部長
	企画部長
	営繕部長
	港湾空港部長
北海道開発局	事業振興部長
	営繕部長
	港湾空港部 港湾建設課長
	空港・防災課長
各地方航空局	総務部長
	空港部長
	保安部長
国土技術政策総合研究所	企画部長
	管理調整部長
国土地理院	企画部長

国土交通省大臣官房
技術調査課長
官庁営繕部整備課長
公共事業調査室長
国土交通省港湾局
総務課長
技術企画課長
国土交通省航空局
予算・管財室長
航空ネットワーク部
空港技術課長
交通管制部
交通管制企画課長

建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の
変更の取扱いについて（試行）

標記について、賃金等の変動に対処するため、建設コンサルタント業務等における業務委託料の変更の取扱いについて、別紙のとおり試行することとしたので遺漏なきよう対応されたい

建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の
変更の取扱いについて（試行）

1. 対象となる業務について

令和8年度以降に新規契約となる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和53年11月21日付け建設省営管第383号）第3各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等（以下「建設コンサルタント業務等」という。））を対象とする。

2. 適用スライド

（1）国土交通省の工事請負契約書第26条第1項から第4項（以下「全体スライド」という。）、同条第6項（以下「インフレスライド」という。）に準拠する。

ただし、試行にあたっては、賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更額（以下「スライド額」という。）は、5. 業務委託料の変更及び6. 残業務量の算定（試行案）に基づき算定した変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。）との差額のうち、全体スライドに準拠する場合は変動前残業務委託料の1000分の15を超える額、インフレスライドに準拠する場合は100分の1を超える額に限るものとし、その額を超えない場合には適用の対象としない。

- ① 発注者又は受注者は、履行期間内で業務委託契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
- ② 発注者又は受注者は、①の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- ③ 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- ④ ①の規定による請求は、この（１）の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、①中「業務委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの（１）に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
 - ⑤ 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、①～④の定めにかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
 - ⑥ ⑤の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - ⑦ ③及び⑥の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が①、⑤の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- （２）全体スライドに準拠する請求は、履行期間が 12 か月を超える業務委託かつ 3.（３）に定める残履行期間が 3.（２）に定める基準日から 2 か月以上であること。
 - （３）インフレスライドに準拠する請求は、3.（３）に定める残履行期間が 3.（２）に定める基準日から 2 か月以上であること。
 - （４）発注者及び受注者によるスライドの適用対象業務の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

3. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- （１）請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が業務委託料の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- （２）基準日：請求があつた日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- （３）残履行期間：基準日以降の履行期間とする。

4. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

5. 業務委託料の変更

- （１）賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更額は、当該業務に係る変動額のうち業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額から、全体スライドの場合は 1000 分の 15 を超える額、インフレスライドの場合 100 分の 1 を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$\text{全体スライドの場合} \quad S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$

$$\text{インフレスライドの場合} \quad S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$\text{全体スライドの場合} \quad S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$

$$\text{インフレスライドの場合} \quad S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額)

(4) スライド額は、直接人件費（技術者単価）、材料費、機械経費、直接経費並びにこれらに伴う間接経費、間接原価及び諸経費、一般管理費等（建築関係建設コンサルタント業務においては直接人件費、諸経費、技術料等経費及び特別経費）の変更について行われるものであり、歩掛（建築関係建設コンサルタント業務においては業務人・時間数）の変更については考慮するものではない。

6. 残業務量の算定（試行案）

(1) 基準日における残業務量を算定するために行う履行済部分の数量の確認は、数量総括表等の項目に対応して行うものとする。なお、数量総括表等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、設計内訳書・特記仕様書等の契約図書で確認できる場合には、履行済部分の数量の対象とできる。

(2) 数量総括表等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。

(3) 「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前

に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって既済部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。

- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により、遅延していると認められる業務量は、増額スライドの場合は、履行済部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、履行済部分に含めないものとする。
- (5) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている業務量についても、基準日以降の残業務量についてはスライドの対象とする。

7. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

8. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

9. 契約上の取扱い

入札説明書及び特記仕様書に「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」の試行業務（以下「試行業務」という。）であることを明記する。なお、運用に係る様式等詳細については別途連絡する。

10. その他

また、発注者は受注者の協力のもと試行業務のフォローアップ調査を実施する。詳細については別途連絡する。